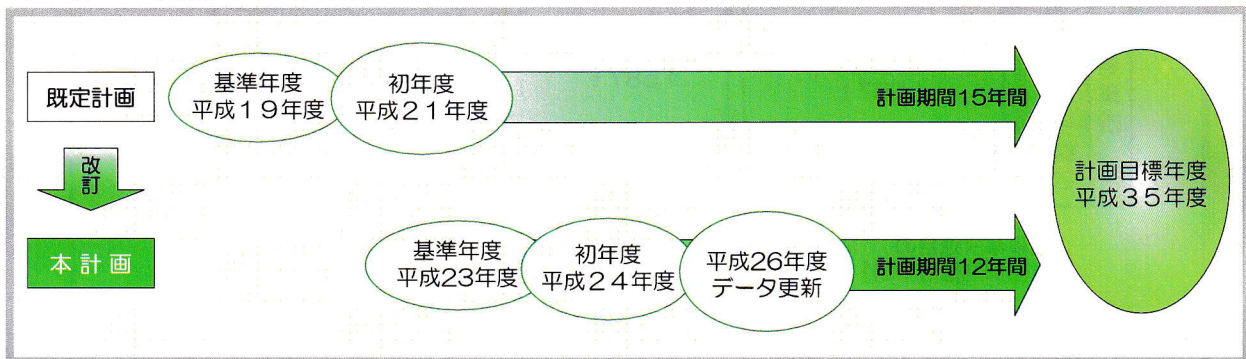


1. 計画策定の趣旨

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により市町村が策定を義務づけられている長期計画で、国の法律・計画、岡山県の計画及び本町の総合計画と整合したものである。

本計画は、平成24年度に作成された計画を見直し、平成26年度のデータに更新したものであり、平成35年度を目標年度としている。

◆本計画の期間



※ 基準年⇒平成23年度

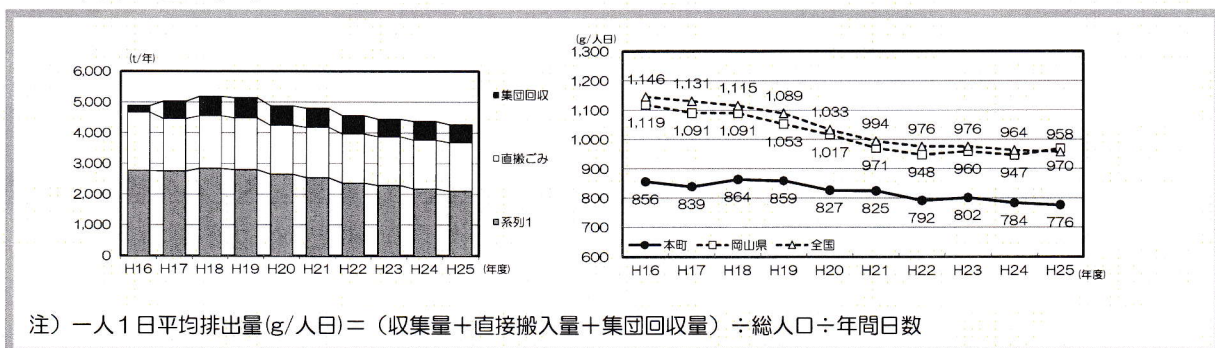
基準年は、本町全域で容器包装プラスチックの分別収集を開始した平成23年度とする。

2. ごみ処理の現状と課題

本町で排出される年間ごみ量は、平成16年度の4,673tからおおむね減少傾向にあり、平成25年度は3,686tである。

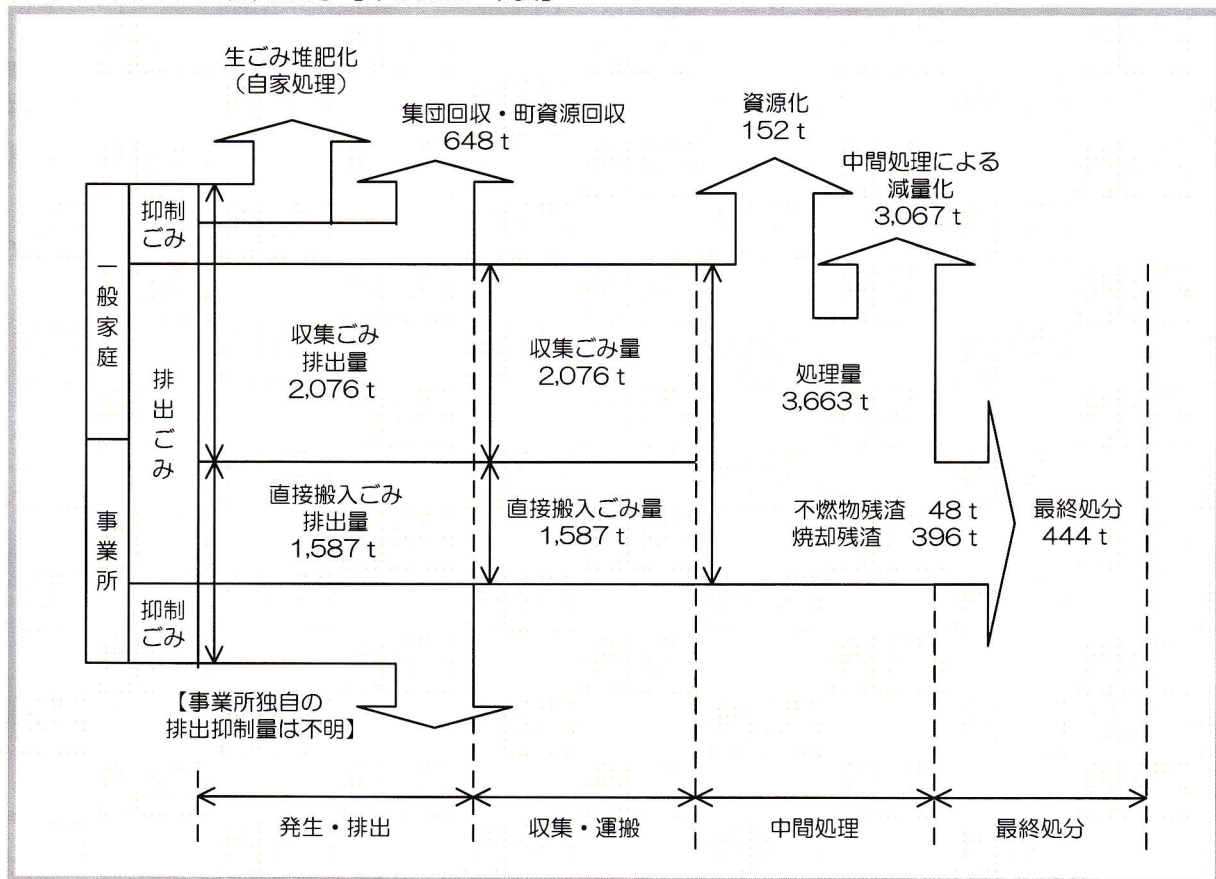
住民一人一日平均排出量でみると、平成25年度において集団回収を含めた数値で776g/人日と全国及び岡山県平均と比べて低いレベルにある。

◆ごみ排出量の推移



本町で排出されるごみのリサイクルは、資源物の分別収集、さらには処理施設での資源物回収により行っており、平成25年度のリサイクル量は800t/年で、リサイクル率は16.6%である。一方、最終処分物は、焼却残渣と不燃物残渣であり、平成25年度の最終処分量は444t/年で、最終処分率は10.3%である。

◆リサイクルと最終処分【平成 25 年度】



①ごみの排出に関する事項 ⇒ごみの分別徹底が必要

- 可燃物組成調査結果から、可燃物中に容器包装プラスチック類やリサイクル可能な古紙が含まれている。
- 収集ごみは、排出量は減少傾向だがリサイクル率は横ばい傾向であるため、分別収集の徹底を行うことで、リサイクル率を向上し、焼却量や最終処分量の削減が必要である。
- 直接搬入ごみの事業系ごみについては、排出者責任の原則に則って事業者自ら処理を行うべきものである。事業者に対し、ごみの減量化や資源化について、今後も指導していく必要がある。

②収集・運搬に関する事項 ⇒施設整備内容を踏まえた収集・運搬システムの構築が必要

- 本町では、現在業者に委託して処理しているごみ処理を単独で行う必要がある。
- 新たなごみ処理体制に向けた収集体制が必要である。

③中間処理に関する事項 ⇒新たなごみ処理体制に向けた施設整備が必要

- 本町では、平成 26 年度以降、ごみ処理を外部委託している。そのため、可燃物の処理方針に基づき、既存施設等の活用による効率的な処理体制の構築が必要である。
- 町内の猟友会が捕獲した鳥獣の処理を確保するため、処理施設の整備が必要である。

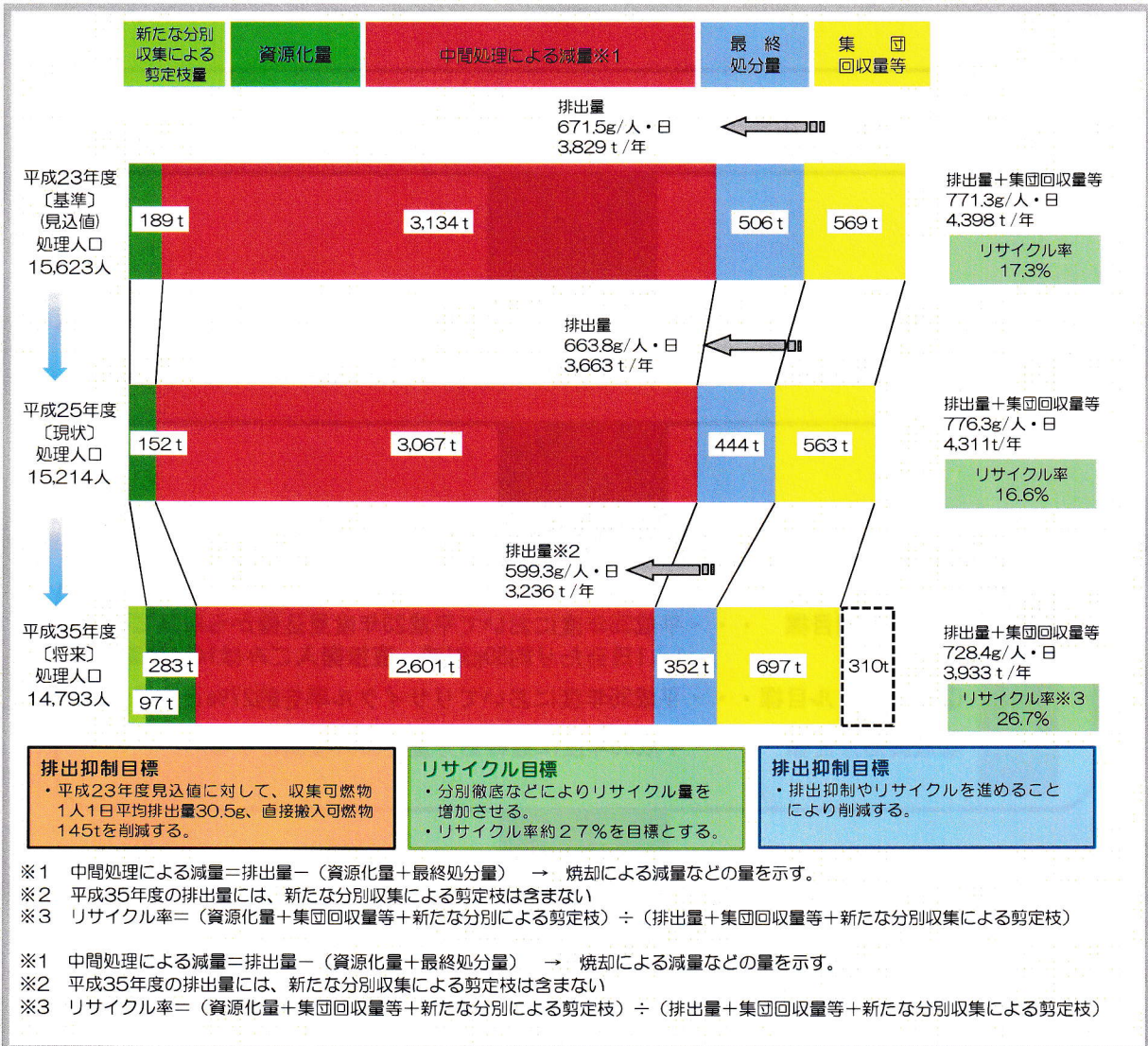
④最終処分にに関する事項⇒最終処分量の削減が必要

- 現在、最終処分は業者委託を行っており、コスト削減のため最終処分量の削減が必要である。

3. ごみ処理の目標

目標達成した場合の将来見込みは、平成 35 年度において 3,933t、住民一人 1 日当たり 728g/人日となる。また、リサイクル率は 27%、最終処分量は 352t と見込む。

◆ごみ排出抑制・リサイクル・最終処分に関する数値目標〔総括〕



◆国目標値との比較・・・国目標値の基準年度は平成 19 年度

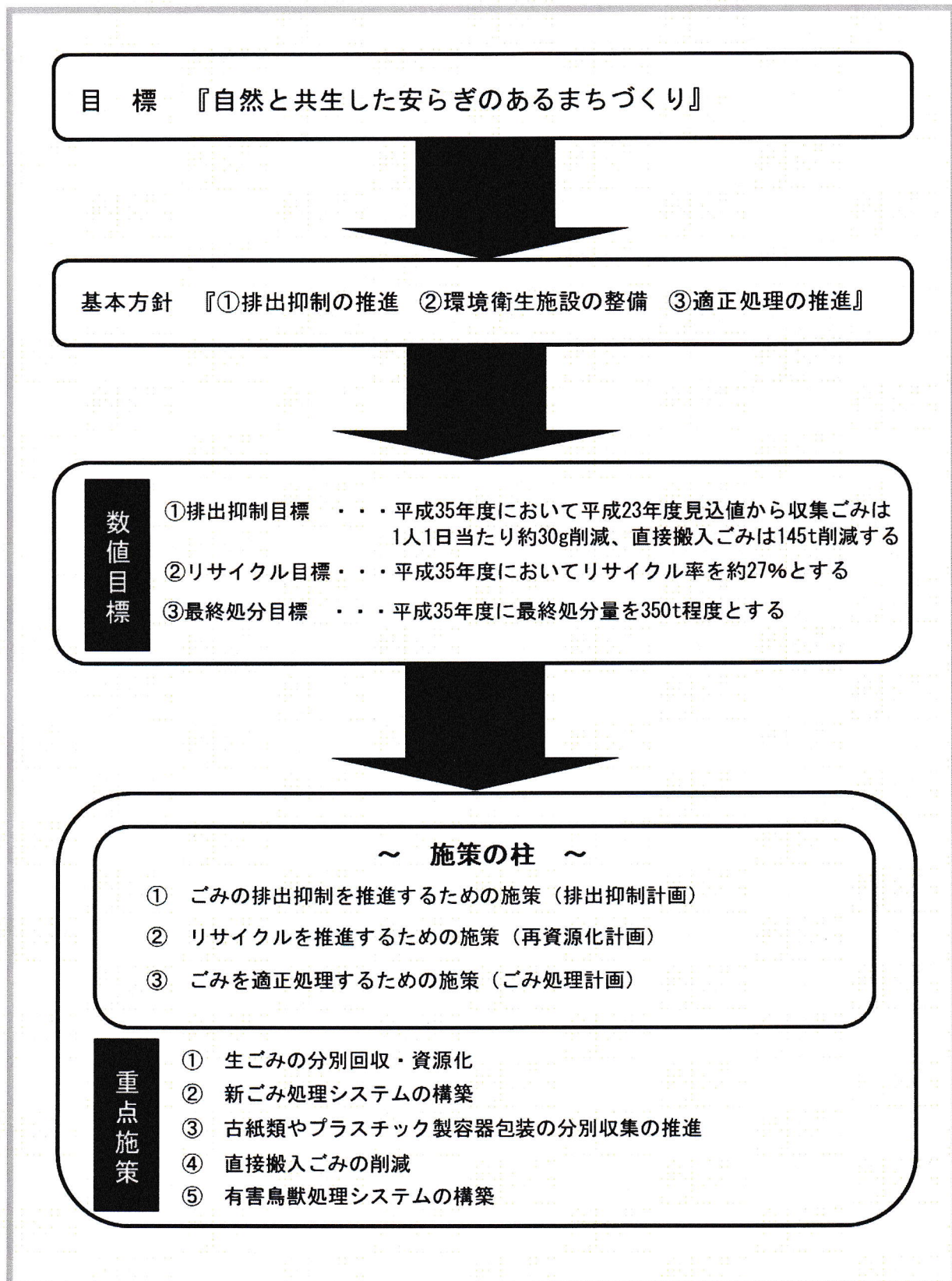
- ・本計画による将来見込み値は、排出量、最終処分量とも平成 27 年度において国の目標値を達成するものとして設定している。
- ・リサイクル率は、処理体制の再編を経て平成 28 年度以降より取り組むため、本計画目標年度の平成 35 年度以降に達成するものとして設定した。

区 分	国目標 (H27)	平成19年度 (実績値)	本計画の見込み	
			平成27年度	平成35年度
排 出 量	H19に対し5%削減	858.7 g/人日	757.3 g/人日 (対H19-11.8%)	728.4 g/人日 (対H19-15.2%)
再生利用量	リサイクル率25%以上	17.8 %	18.9 %	26.7 %
最終処分量	H19に対し約22%削減	687 t/年	480 t/年 (対H19-30.1%)	352 t/年 (対H19-48.8%)

4. 目標達成に向けた取り組み

ごみ処理に関する目標を達成するため、基本方針のもと、具体的に取り組む施策の体系は以下に示すとおりである。

◆施策の体系



重点施策 1 生ごみの分別回収と資源化

本町単独によるごみ処理システムの構築において、大きな課題となるのが可燃物の処理である。可燃物は約 40%を生ごみが占めるが、焼却処理において含まれる水分が高温安定燃焼を阻害する可能性があり、高度な二次公害防止を前提とした焼却処理においてはコスト高を誘導する。

そのため、可燃物から『生ごみ』を分別収集し、堆肥化处理することで有効利用の促進と焼却量の削減を図っている。

◆生ごみの分別と収集運搬

ごみ種類	生ごみ (魚・野菜などの調理くず、食べ残したご飯やパン、お惣菜等の台所の生ごみ)	
排出容器	回収専用タルに移し替える	 可燃ごみと同じ日に収集場所に設置している回収専用タルに移し替える。
排出場所	可燃物ステーション	
収集頻度	2回/週	
収集形態	タル回収車による回収	

◆生ごみ資源化センター概要

整備場所	「和気・赤磐共同コンポストセンター」跡地での事業実施
処理能力	2.5 t /日程度
主要設備	破碎機(破袋機)、発酵場(150m ² 程度)、給気ブロー、選別装置、保管倉庫、攪拌用重機等

重点施策 2 新ごみ処理システムの構築

本町のごみ処理は、平成 26 年度から単独による処理を開始した。単独によるごみ処理は、委託処理を軸とした処理体制を構築し、安定したごみ処理を実施している。

一方、生ごみや剪定枝といった簡易な処理で減量や有効利用が可能であるごみの分別収集等に取り組むとともに、可燃物に混入している古紙類や容器包装類は分別徹底を行うことで焼却処理する可燃物量の削減を図っていくものとする。

◆新ごみ処理体制

ごみ種類別 処理体制	可燃物	単独処理
	粗大ごみ	委託処理
	資源ごみ	直営(現有施設等を活用し、保管を行う。)
	生ごみ・剪定枝	直営(堆肥化施設等を整備・運営する。)
補完設備等	中継施設(現有施設等を活用するなど、簡易な施設とする。)	

重点施策3 古紙類・プラスチック製容器包装の分別収集の推進

本町単独による処理体制において処理を行う場合のポイントは、処理対象ごみの削減である。処理における財政負担は、建設費と運営事業費及び焼却灰等の運搬費であり、このうちの運転維持費及び運搬費は処理量に応じて増減する。

よって、可燃物に混入している資源物は、分別徹底により効果的に回収し、処理費（委託費）の削減と有効利用を進めるものとする。

◆分別徹底と目標量（平成 35 年度）

ごみの種類	削減対象	排出量 (混入率)	協力度	資源化量
収 集 可 燃 物 (368.3g)	容器包装プラスチック類 (ペットボトル・白色トレイ除く)	53.4g (14.5%)	10%	5.3g/人日
	古紙 (新聞・雑誌・広告、紙パック、段ボール)	20.6g (5.6%)	30%	6.2g/人日
	ざつ紙等 (その他容器包装紙、コピー用紙 等)	36.1g (9.8%)	50%	18.1 g/人日

注) 平成 35 年度の行政区域内人口は 14,793 人
混入率は可燃物組成調査結果の割合

◆分別徹底等を進めるための施策

施策別	具体的な施策案
分別状況 モニタリング	◆ 確実な分別収集を行うため、資源ごみ量の集計や可燃物中に混入する資源化対象物の排出状況を調査し、委託費に換算したコスト等を公表し、住民の意識向上を図る。
集団回収等の促進	◆ 集団回収等、行政側で必要となるコスト負担が小さい回収システム、たとえば常時搬出できる拠点回収等を整備する。 ◆ また、集団回収量の増を図るため、助成制度についても見直ししていくものとする。

重点施策4 直接搬入ごみの削減

事業所等が持ち込む直接搬入ごみは、ごみ排出量の約 40%を占めており、うち可燃物の排出量はほぼ横ばい傾向である。

事業者が排出するごみについて、自らによる再利用や再資源化を促進し、ごみ減量化を図るため、事業系ごみの減量化・資源化マニュアルを作成し、配布を行う。本町内の事業所へ職員が訪問し、分別徹底等の指導・協力要請を行っていく。

多量排出事業者に対して、有効利用を促進するための処理計画の策定や行政との窓口となる廃棄物処理担当者の選任等を指導し、事業者自らによる有効利用を図っていくものとする。

重点施策5 有害鳥獣処理システムの構築

有害鳥獣駆除及び狩猟または交通事故により発生した、野生動物を対象とした処理施設を整備する。

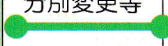
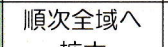
◆有害鳥獣処理体制

捕獲・狩猟	町猟友会	
道路上死骸	県・町	直営・委託
中間処理施設	現有施設を活用	処理装置及びコロニーによる処理

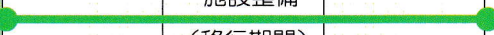
◆有害鳥獣処理施設概要

整備場所	和気町生ごみ資源化センターでの事業実施
処理能力	4 頭/日
主要設備	処理装置 1 台、冷凍庫（3.6m×1.8m）1 台、脱臭器 1 台、 電動ホイス 1 台、発酵場（既設使用）

◆生ごみ分別回収のスケジュール

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
住民（地元）説明	●  ●					
モデル事業	●  ●					
供用開始		●  ●				

◆新処理体制への移行スケジュール（可燃物、粗大ごみの委託処理体制）

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
施設整備	●  ●	施設整備 （移行期間）				
新処理体制 スタート				●  →		

◆分別徹底のスケジュール

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
分別モニタリング	●  ●					

◆直接搬入ごみの削減のスケジュール

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
事業所訪問	●  ●					

◆有害鳥獣処理体制へのスケジュール（有害鳥獣処理施設の整備）

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
施設整備	施設整備					
供用開始						

5. 目標達成のための施策

ごみの排出抑制を 推進するための施策 (排出抑制計画) 	環境教育・普及啓発	継続
	マイバッグ運動・レジ袋対策	継続
	手付かず食品・食べ残しの削減	継続
	出前講座の開催	継続
	環境衛生指導員との協働	継続
	直接搬入ごみの削減（重点施策4）	継続

リサイクルを 推進するための施策 (再資源化計画) きちんと分別 	分別区分・品目の周知徹底	継続
	生ごみの分別収集（重点施策1）	継続
	古紙類や容器包装プラスチックの分別徹底（重点施策3）	継続
	資源ごみ回収団体補助事業の継続	継続

ごみを適正処理 するための施策 (ごみ処理計画) 	生ごみ・剪定枝の収集運搬	継続
	福祉向上のための収集サービス（ふれあい収集）	継続
	ごみ出しルールの徹底	継続
	生ごみ・剪定枝堆肥化施設整備（重点施策1）	継続
	新ごみ処理システムの構築（重点施策2）	新規
	適正処分の確保	継続
	有害鳥獣処理システムの構築（重点施策5）	新規

